

令和3年度第1回三重県薬事審議会 議事概要

1 開催日時

令和3年6月21日（月）19:00～20:35

2 開催場所

ホテルグリーンパーク津 葵の間

※Web会議システム（Cisco Webex Meetings）を使用したWeb会議方式を併用

3 出席委員

田中（亜）委員（会長）、西井委員（副会長）、清水委員、田中（孝）委員、辻委員、谷委員、植村委員、富松委員、竹田委員、入田委員、大野委員

4 議事について

【報告事項】

（1）三重県の薬事関係事業について（資料1）

三重県の薬事関係事業の概要について、事務局から報告しました。

⇒各委員から、特に質問等はなし。

（2）薬事に関する最近の法改正について（資料2）

令和元年12月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の概要について事務局から報告しました。

⇒各委員から、特に質問等はなし。

【審議事項】

（3）三重県薬事審議会における審議について（資料3）

【審議内容（委員からの意見・質問等）】

○今回のようにリモート会議や書面など会議の選択肢を増やすという点は賛成であるが、インターネットが不調になり、オンラインで参加の委員が十分な説明を聞けなかった場合の対応について、ご検討いただきたい。

⇒対応方法について検討する。

○三重県薬事審議会運営要領（案）の記載について、議事録及び議事概要との記載があるが、作成するのは議事概要でよいか。その場合、要領上の記載を統一するべきと考える。

⇒対応する。

【審議結果】

三重県薬事審議会における審議項目については、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に係る事項に加え、県の薬事事業に関する取組状況（監視計画・実績等）、法改正等により事業内容に変更が生じる事項や、社会問題となっている事案に対する対策等の重要事項とすることで、承認されました。

また、三重県薬事審議会運営要領(案)及び審議会の開催時期について、要領(案)が承認されるとともに、審議会の開催時期を毎年2月頃とすることが了承されました。

(4) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について(資料4)

[審議内容(委員からの意見・質問等)]

- 専門医療機関で認定薬局の基準について、医師の場合は専門医の制度があるが、薬剤師においては、専門の資格や認定というものがあるか。
⇒当該認定については、厚生労働大臣に届け出た団体の認定を受けた薬剤師を配置することが基準となっている。現在は、一般社団法人日本医療薬学会及び一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会が届出を行っている。これらの学会の研修制度の中には、知識的な内容に加え、専門の医療機関で実地の研修も含まれている。
- 専門医療機関連携薬局の認定の取得には、がん患者を何人くらい受けていることが必要となるのか教えてほしい。
⇒専門医療機関連携薬局の認定においては、薬局で対応したがんの患者のうち半数以上の患者について、専門の医療機関と連携した対応を行うことが要件となっている。
- 今までの地域包括ケアシステムの構築に係る体制整備のなかで、地域連携薬局の要件を満たすような調剤薬局というのは、ある程度存在すると認識しているが、今回の薬局認定の制度は、このような取組をより高度化させ、広めるための制度ということか。
⇒そのとおりと考えている。これまでも、薬局は、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めてきたところであるが、患者側からは見えづらい部分があったと認識している。この認定制度により、薬局は、「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の名称が使用できることとなり、患者側からは地域と連携した薬局であることが明確になることで、患者による薬局の選択に資することができる。このような薬局が地域が増えていくことで、地域連携が進み、地域包括ケアシステムの進展に寄与することができると考えている。
- 地域連携薬局や専門医療機関連携薬局の認定制度ができるということであるが、例えば、がんの患者の方で、今までかかりつけ薬局で薬を調剤してもらっていた場合、引き続き、調剤等の対応はしてもらえるのか。
⇒地域連携薬局や専門医療機関連携薬局でないと対応できないという制度ではないので、これまでどおり、かかりつけ薬局で対応できる。また、かかりつけ薬局と地域連携薬局や専門医療機関連携薬局が連携することで、より効果的な調剤や服薬指導等の対応が可能になることも考えられる。
- 薬局が認定を取得する場合は、経済的な負担がかかるようにも思うが、1年毎の更新にあたって、薬局に経済的な負担はあるのか。

⇒更新の手数料は、1万1千円である。それ以外には、認定申請に係る直接的な経済的負担は生じないが、認定薬局の要件を満たすために施設の整備等を行う場合には、負担が生じることはあると考える。

[審議]

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に係る三重県薬事審議会における審議方法について、「個別の認定について審議する形ではなく、認定の実績について、三重県薬事審議会に事後報告する」との内容で承認されました。

また、地域連携薬局の要件のうち、都道府県知事が別に定められることができるとされている「居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（過去1年間において月平均2回以上実施）」について、「本県においては、法令で定める要件で対応する」との内容で承認されました。

(5) その他

[委員からの意見]

○本日の内容とは異なるが、四日市市保健所と県の保健所という区別はどのようになっているのか。例えば、献血や、薬物乱用の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発の際に、当協会にそれぞれの自治体から協力の要請があり、特に去年については、新型コロナウイルスの影響もあり、啓発の方針が異なっていたように感じている。このような啓発活動の要請について、四日市市と県が相互に連携し、統一的な方針を示すことが望ましい。

⇒現在、四日市市は保健所設置市となっており、市として保健所を設置している。その他は県の保健所であるが、献血や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のような啓発活動については、統一的な方針のもとに活動が行われるよう相互に連携・協力を行っているところである。ご指摘の件については、昨年度は、新型コロナウイルス対応に注力していたこともあり、必要な連携・協力が不十分な点があったことも考えられる。今後は、県としても四日市市との連携をさらに深め、県民の皆様のために取り組んでいきたいと考えるので、引き続きご意見をいただきたい。